

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（保護区域内の禁止漁業等） 第九条（略）</p> <p>2 法第四十一条第四項ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合（これらの場合における行為が河川等の水面を占用して船舶をびよう泊させ、又は土砂を掘採するものである場合に限る。）において、水底線路の保護に支障がなく、かつ、やむを得ない事情があるときとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 海上保安庁が航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第一条第二項に規定する航路標識を設置し、若しくは管理し、若しくはその位置の変更、供用の休止、再開若しくは廃止その他その現状の変更を行う場合又は同法第三条第一項若しくは第五条第一項の規定による許可若しくは同法第九条、第十条第一項若しくは第十三条第五項若しくは第六項の規定による命令を受けた者若しくは同法第六条（同法第十三条第十項において準用する場合を含む。）若しくは第十三条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者が当該許可若しくは命令に基づく行為若しくは当該届出に係る行為を行う場合 五～十（略）</p>	<p>（保護区域内の禁止漁業等） 第九条（略）</p> <p>2 法第四十一条第四項ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合（これらの場合における行為が河川等の水面を占用して船舶をびよう泊させ、又は土砂を掘採するものである場合に限る。）において、水底線路の保護に支障がなく、かつ、やむを得ない事情があるときとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 海上保安庁が航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第一条第二項に規定する航路標識を設置し、管理し、若しくはその廃止、位置の変更その他その現状の変更を行う場合又は同法第二条ただし書若しくは第五条第一項の規定による許可若しくは同法第三条第二項若しくは第四条第一項の規定による命令を受けた者が当該許可若しくは命令に基づく行為を行う場合</p> <p>五～十（略）</p>